

ザンザール共和国

マタディ橋梁建設計画調査報告書

VOL. 3

特別入札示方書

昭和53年5月

国際協力事業団

532
615
SDS

JICA LIBRARY



1018305613

ザイール共和国
マタディ橋梁建設計画調査報告書

VOL. 3

特別入札示方書

昭和53年5月

国際協力事業団

国際協力事業団	
参入 月日 '84. 4. 11	532
登録No. 03272	61.5
	SDS

特別入札示方書

— 目 次 —

第 I 部

第1条	準拠法令と定義	3
第2条	本契約の目的	3
第3条	施 主	4
第7条	複合契約	4
第11条	作成・署名	4
第14条	入札見積書の添付書類	5
第21条	通 貨	5
第23条	入札見積書の提出先及び提出締切日	5
第24条	入札見積書の郵送	6
第26条	開札日・時間・場所	6
第27条	開札の実施	6
第31条	再 入 札	6
第35条	落札の確定	6
第36条	落札通知の期限	7
第38条	落札通知のない場合	7

第 II 部

第1条	契約書の構成書類と言語	11
第4条	細目・実施プラン	11
第5条	履行保証金	12
第6条	保証金払込みの不履行	12
第10条	下請業者と除外	12
第12条	受領検査費用	12
第13条	価格の変動	13
第14条	特許・ライセンス等	16
第15条	支 払 い	16
第17条	不可抗力	19
第18条	請求の期限	19
第20条	不履行及び罰則	19
第23条	紛争解決	20
第27条	資 機 材	20

第28条	工事の施工	20
第30条	一般措置	21
第32条	土地の占拠	21
第35条	従業員	21
第36条	工事検定簿	21
第38条	保 險	22
第42条	工事の変更	22
第43条	受 領	23
第44条	明細計算書	23

第 Ⅲ 部

第 1 条	基準となる法律	27
第 2 条	契約の発効	27
第 3 条	契約の変更	27
第 4 条	OEBC鉄道・橋梁局長の権限	27
第 5 条	入札に際しての予備費	27
第 6 条	不利な自然条件と人為的障害	28
第 7 条	免 税	28
第 8 条	その後の法令	28
第 9 条	提供物件	29
第10条	便宜供与	29
第11条	契約者の解除権	29
第12条	設計審査委員会	30

マクダイ橋梁建設工事

特別入札示方書

第 I 部

本特別入札示方書の第 I 部の条項の番号は
法No.69/279のそれに対応する

特別入札示方書 第 I 部

(Cahier Special des Charges I)

第 1 条 (準拠法令と定義)

1. 本契約は、以下の条項及び規定に従う。

- 工事、納入、運輸並びに役務の公共契約に関する1969年12月5日の法令No69—279
- 上記法令の Annexe
- 本特別入札示方書 この特別入札示方書は、上記2つの法令を補完する。
及び/又は上記の法令及びその Annexe に適合するものである。

2. (定義)

当 局：総裁をもって代表されるザイール共和国運輸通信省 O E B K

入 札 者：本契約の条件に於て業務を実施することを Propose したもので、予め資格審査を受け、指名された橋梁メーカーと土建業者等からなるコンソーシアムであること。

契 約 者：本入札の落札者

契 約 書：次のものにより構成される。

——落札通知書 (Lettre de Commande)

——調印時までに交換された文書

——一般入札示方書

——特別入札示方書 I、II、III 部

——技術仕様書

——図 面

——数量全額表

——入札見積書及びその添付書類

契 約 総 額：契約調印時の契約価格で予備費を含んだ額

契 約 額：予備費を含まない契約価格

予 備 費：本特別示方書の適用により契約価格が増減する場合にこれに対応するための

Physical Contingency と Price Contingency の和の金額

Physical Contingency：工事の変更、工事数量の変更に伴う価格の変動に対応するための予備費

Price Contingency：価格構成要素の変動に対応するための予備費

工事着手の日：契約者が当局の施工命令に基づき工事に着手した日。

単数と複数：前後の関係から必要なときは、単数（複数）のみで表現されている語は、複数（単数）を含むものとする。

第 2 条 (本契約の目的)

1. 本契約の目的は、ザイール共和国ザイール河のマタディ付近に架かるマタディ橋梁の建設及び

その取付道路に関する建設工事であり、その内容は、本特別入札示方書、技術仕様書及び、図面、数量金額表に於て規定される通りである。

マタディ橋梁建設工事に関する本契約は、詳細設計付一括工事（Full Turn Key Job）によるものである。

契約の対象となる業務は、次の通りである。

(1) マタディ橋梁の建設工事：上部構造は、中央支間長約 520 m の 3 径間連続 2 ヒンジ鉄道・道路併用吊橋であり、橋梁構造の全延長は約 702 m である。

道路巾は、2 車線 2 歩道とし、有効巾員 12 m とし、4 車線に拡幅可能な構造とする。

鉄道は単線とし、軌間は 1,067 mm とする。

橋台及び橋脚は、コンクリート構造とする。

(2) ザイール河両岸について：新しい橋梁から在来道路までの取付道路の新設工事。

新設される取付道路の全延長は、約 7.4 km（左岸約 2.1 km、右岸約 5.3 km）、路盤巾 8.6 m、舗装巾は 6.6 m とする。

(3) 上記の 2 項の業務遂行に必要なエンジニアリング

- 詳細調査
- 詳細設計
- 工事監理

2. 本契約は、ザイール共和国と O E C F との間の借款協定の規定に従い、事前資格審査に合格した企業間の指名競争入札で行われる。

第 3 条（施 主）

施主は、総裁より委任された局長をもって代表される O E B K である。

施主は、以下「当局」と呼ぶ。

第 7 条（複合契約）

1. 本契約は、下記の構成からなる複合契約である。

- (1) マタディ橋梁の上部工、下部工
- (2) 取付道路の建設
- (3) 建設現場に必要な仮設備工事、施工基地
- (4) 上記(1)、(2)のために必要なエンジニアリング業務
- (5) 上記(1)、(2)は単価契約、(3)、(4)は一括契約とする。

2. 本契約の価格は、(4)の詳細設計及び調査に基づき確定される。

第 11 条（作成・署名）

入札見積書の形式は本特別入札示方書の Annexe 1 に示される。

—入札見積書はロウづけで封印する。

—入札見積書は原本 1 部、コピー 4 部とし原本にはその旨のマークをする。

もし原本とコピーの内容に食い違いがある時は原本による。

—入札見積書は本特別入札示方書に添付されている技術仕様書、図面、数量金額表に適合しているものとする。

—入札締切日までに入札者は十分に現地を調査し本特別入札示方書及びその添付書類に疑義がある時は入札締切日の20日（暦日）前までに書面をもって質問することができる。

第14条（入札見積書の添付書類）

法令№69／279 第14条に規定されている書類以外に入札者は以下の書類を自己の入札見積書に添付しなければならない。

(1) 数量金額表	Annexe	2
(2) 国籍申告書	"	3
(3) ザイール人及び日本人職員・労働者の予定一覧表	"	4
(4) 工事に必要な資材・機材の原産地申告書	"	5
(5) 輸入される資材・機材の価格一覧表	"	6
(6) 原地産材料の単価一覧表	"	7
(7) 工事施工に使用予定の機器の一覧表	"	8
(8) 現場確認書	"	9
(9) 施工概略工程表	"	10
(10) 入札者が落札した際に金融機関が契約の完全な履行に関する保証状を設定する旨の誓約書	"	11
(11) 入札者が落札した際には必ず国家社会保険協会に入会する旨の念書	"	12
(12) 入札者を構成する会社のコンソーシアムの工事共同遂行合意書	"	13

以上の入札見積書の添付書類には、"____に関する工事の入札書の添付資料"なる旨を記入し各ページには日付とサインを署名する。

第21条（通貨）

入札見積書に記載する価格は日本円ポーションは円貨にて、ザイールポーションはザイール貨にて各々表示する。

日本円については 年 月 日の東京並びにキンシャサにおける交換比率（(TTS) 円 = F.F = Z) によりザイール貨換算相当額を併記する。

契約総額については同上の日本円ポーション、ザイールポーションを合計しザイール貨にて記載する。

これには予備費も同様の書き方とし含めるものとする。

第23条（入札見積書の提出先及び提出締切日）

(1) 入札見積書の提出先は次の通りである。

• 郵送の場合

ザイール共和国運輸通信省バナナ・キンシャサ施設機関鉄道・橋梁局長

B P № 8091 Kinshasa 1, Rep. du Zaïre

•手渡しの場合

ザイール共和国運輸通信省バナナ・キンシャサ施設機関鉄道・橋梁局長
Av. Colonel EBEYA No 85, 86 Kinshasa/Gombe

(2) 入札見積書の提出締切日は 年 月 日 時である。

第24条（入札見積書の郵送）

法令No69/279 第24条は次の通り置き換える。

入札見積書を郵送する場合は受取り証明付の書留郵便によるものとし、次の事項を守らなければならない。

— 入札見積書は第23条に示される場所宛に、封印された封筒にて郵送すること。

— 封筒の上の左端には赤字にて指名競争入札

No _____ (工事名) _____ 工事

と書き、入札書の開札会まで開封しない。

— 外側の封筒には第14条に規定された(2)~(4)の書類を入れる。

— 内側の封筒は封印をし、入札者の氏名と住所と次を記入する。

指名競争入札No _____ 工事入札見積書。この内側の封筒には次を入れるものとする。

- 本特別入札示方書に添付されている形式によって作成された入札見積書
- 第14条(1)に規定された数量金額表
- 入札者が必要であると判断した他の全ての資料

第26条（開札日・時間・場所）

入札見積書の開札は 年 月 日 時ザイール共和国運輸通信省 _____ で行う。

第27条（開札の実施）

入札者は本特別入札示方書の各条項に合致する範囲内で見積り額を減少し工期を短縮することができる代案を提出することができる。

但し、この額は一括金額により明示されるものとする。

これらの代案を証拠だてる書類（図面、計算書、参考書類、その他）は当局に対して提出するものとする。

第31条（再入札）

再入札を行う場合は、O E C Fの事前の了解を得るものとする。

第35条（落札の確定）

落札者の決定に当っては、O E C Fの承認を必要とする。

第36条（落札通知の期限）

法令No.69／279 第36条の規定に拘らず、当局は、落札者に対し落札選定の通知を入札会閉会の日の翌日から120日(暦日)以内に行うものとする。

第38条（落札通知のない場合）

本条項の適用にあたっては、O E C Fの了解を得るものとする。

1. The first part of the document is the title page, which includes the title, author, and date.

2. The second part is the abstract, which summarizes the main points of the document.

3. The third part is the introduction, which provides background information on the topic.

4. The fourth part is the main body of the document, which contains the detailed analysis and discussion.

5. The fifth part is the conclusion, which summarizes the findings and provides recommendations.

6. The sixth part is the references, which list the sources used in the document.

7. The seventh part is the appendix, which contains supplementary information related to the document.

8. The eighth part is the index, which provides a quick reference to the different sections of the document.

9. The ninth part is the glossary, which defines the key terms used in the document.

10. The tenth part is the bibliography, which lists the works cited in the document.

マタディ橋梁建設工事

特別入札示方書

第 II 部

本特別入札示方書の第 II 部の条項の番号は
法 No. 69 / 279 の補遺一般入札示方書のそれ
に対応する

第 1 条 目的・名称

1. 本特別入札示方書の目的は、マタディ橋梁建設工事の

2. 名称は、マタディ橋梁建設工事

3. 場所は、マタディ橋梁建設工事

4. 実施場所は、マタディ橋梁建設工事

5. 実施期間は、マタディ橋梁建設工事

6. 実施場所は、マタディ橋梁建設工事

7. 実施期間は、マタディ橋梁建設工事

8. 実施場所は、マタディ橋梁建設工事

1914
1915
1916
1917
1918
1919
1920
1921
1922
1923
1924
1925
1926
1927
1928
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028
2029
2030
2031
2032
2033
2034
2035
2036
2037
2038
2039
2040
2041
2042
2043
2044
2045
2046
2047
2048
2049
2050

特別入札示方書 第II部

(Cahier Special des Charges II)

第1条 (契約書の構成書類と言語)

1. 構成書類

契約書は本特別入札示方書と次の書類により構成される。

- 落札通知書
- 調印時まで交換された文書
- 技術仕様書
- 図面
- 基本計画書
- 数量金額表
- 入札見積書
- 国籍申告書
- ザイール人及び日本人職員・労働者の予定一覧表
- 工事に必要な資材・機材の原産地申告書
- 輸入される資材・機材の価格一覧表
- 原地産材料の単価一覧表
- 工事施工に使用予定の機器の一覧表
- 現場確認書
- 施工概略工程表
- 入札者が落札した際に金融機関が契約の完全な履行に関する保証状を選定する旨の誓約書
- 入札者が落札した際には必ず国家社会保険協会に入会する旨の念書
- 入札者を構成する会社のコンソーシアムの工事共同遂行合意書

2. 上記書類はフランス語にて作成されるものとする。

第4条 (細目・実施プラン)

1. 落札者が署名すべき書類は、キンシャサ市OEBKの事務所に寄託されるものとする。

2. 業務実工程表

契約者はこの契約の発効から60日以内に業務実施体制を含み、本工事の着手から完成までの実工程表を入札見積書及び付属図面に従って作成して当局に3部提出しなければならない。

3. 詳細調査・詳細設計・設計図及び施工図

契約者は、本工事实施のために次の事項について技術仕様書に従って現地での詳細調査を行い、これと、本契約書に添付する図面、基本計画書、技術仕様書により、詳細設計図、施工図を作成する。

- マタディ橋梁上部構造
- " 下部構造
- " 取付道路
- 上記工事施工のための仮設物

これ等の調査報告書、計算書、図面は、本特別入札示方書第Ⅲ部に規定する設計審査委員会の審査を受けた後 各3部を当局に提出する。

当局は、上記書類を受取り後20日（暦日）以内に審査し、承認又は修正を契約者に通知するものとする。

以上の設計図書が当局により承認された時は、当局より提供されている入札見積書に付属する設計図はこれ等によって置き換えられる。

第5条（履行保証金）

1. 履行保証金は当初契約額の5%とする。
2. この保証金は、日本国に於て設置されている金融機関の保証状によって置き換え得るものとする。
3. 法令№69/279 Annexe 第5条C) 項第1節を次の通り置き換える。
保証金の設定は第15条に規定するL/C 開設後15日（暦日）以内とする。

第6条（保証金払込みの不履行）

契約者が要求される保証金の設定義務を規定された条件に従い、履行しない場合、当局は、第5条に定められた15日の暦日期間満了後、本契約から生ずる他のすべての権利の行使を妨げることなく、入札認可の無効を宣言したり、或いは、同じ条件で再入札を行ったり、或いは、緊急もしくは、必要の場合—この判断は当局が単独で行う—契約者の費用と一切の責任に於て、契約の全部もしくは一部を、当局自から又は随意契約により実施することができる。

第10条（下請業者と除外）

1. 入札者は、入札時に予定する下請のリストを当局に提出すること。契約者は、当局の許可なく下請を変更することはできない。
2. 契約者は、本契約の一部又は全部を第三者に譲渡することはできない。

第12条（受領検査費用）

1. 当局は契約者の要請に基づき出来高検査を行い、工事の全経過に対して必要な決定を行う。
契約の部分的又は全体的受領は、一般入札示方書第43条が適用される。
2. 検査のための費用は、技術仕様書に示されている事柄を除き当局の負担とする。

第13条 (価格の変動)

本契約による一括契約及び単価契約工事に対し、これらの価格構成要素に基づく調整額の算定は、以下の方法により行われるものとする。

なお、本条の適用を受ける工事種別は、数量金額表に明示される。

1. 各支払時に於ける、価格変動にともなう調整額の限度は、契約額に基づく円ポーション、ザイールポーションの合計支払額に対し年率6%ととする。

各支払毎に於ける調整額の合計は、契約時に定めたPrice Contingencyによる予備費を限度とする。

2. 価格変動に対する修正

価格の変動に伴なう修正率は、3項、4項に示す算式により計算される。

修正率の計算は、契約発効日を基準として1年毎に行い、1年毎の修正率を積み上げ加算するものとする。

但し、1年間の修正率が3%に等しいか、これを超えた場合のみこれを行う。

各支払時に於ける調整額は、当該支払月に於ける各工事種類に該当する修正率を各工事種類毎の契約額に基づく支払額に乗じて算出し、当該支払額に含めるものとする。

3. 円ポーション

円ポーションに関係する工事種類についての価格構成要素は、

- ・日本人の労務費……………(A)
- ・日本産出の工事用材料の価格……………(B)

これらの全価格に占める割合は、

(A)…………… α %

(B)…………… β %

この構成要素の価格変動に対し各支払時に調整される金額Dは、次の算式により算出される。

$$D = F \times r_i \quad (8)$$

$$r_i = \sum_{i=1}^i g_i \quad (9)$$

$$g_i \quad (8) = \left[\alpha \left(\frac{X_{t+n}}{X_t} - 1 \right) + \beta \left(\frac{M_{t+n}}{M_t} - 1 \right) \right] \times 100$$

F ; 契約額に基づく当該支払額

r_i ; 累積修正率

g_i ; 毎回修正率 (i は修正回数)

X_t ; 第1回目の修正に用いる X_t は、契約発効の月の4ヶ月前より以前4ヶ月間の日本政府の発表する各業種の平均賃金をいう。 X_{t+n} は、契約発効日を基準とした1年後の同様の賃金を示す。

・第2回目以降の修正に用いる X_t は、前回価格修正を行った時に用いた X_{t+n} である。

当該回に用いる X_{t+n} は、当該月の4ヶ月より以前4ヶ月間の上記の平均賃金とする。

- M_t ; ・第1回目の修正に用いる M_t は、契約発効の月の4ヶ月前より以前4ヶ月間の日本銀行の発表する卸売物価指数のうち、指定する材料の平均指数とする。 M_{t+n} は契約発効日を基準として1年後の上記の指数とする。
- ・第2回目以降の修正に用いる M_t は、前回価格修正を行った時に用いた M_{t+n} である。当該回に用いる M_{t+n} は、当該月の4ヶ月前より以前4ヶ月間の上記の指数とする。

工事種類についての価格構成要素

表-1

工 事 種 別	α (%)	β (%)	計
(A) 桁 製 作 工 事			
(B) 鉄筋・コルゲートパイプ材料	—		
(C) 塗装工事・舗装工事			
(D) そ の 他 工 事		—	

ここに適用する X 、 M については、次によることとする。

(A) の場合 X は、労働省発表の毎月の勤労統計による、「製造業」の月間給与（きまって支給する給与）とする。

M は、日本銀行統計局発表の卸売物価指数の「特殊分類」のうち「工業製品」の指数とする。

(B) の場合 M のみとし、

M は、(A)と同様にする。

(C)、(D) の場合 X は労働省発表の毎月の勤労統計による「総合工事業」の月間給与（きまって支給する給与）とする。

M は、(A)と同様とする。

4. ザイールポーション

ザイールポーションに関係する全ての工事種類についての価格変動要素は、

——ザイール人の労務費……………(A)

——ザイール産出の工事用材料の価格……………(B_{1-n})

(A)…………… α (%)

(B)…………… $\beta_1 \sim \beta_n$ (%)

この構成要素の価格変動に対し、各支払い時に調整される金額 D は次の算式により算出される。

$$D = F \times ri \quad (\%)$$

$$ri = \sum_{i=1}^i gi \quad (\%)$$

$$gi \quad (\%) = \left[\alpha \left(\frac{X_{t+n}}{X_t} - 1 \right) + \beta_1 \left(\frac{M_{1,t+n}}{M_{1,t}} - 1 \right) + \beta_2 \left(\frac{M_{2,t+n}}{M_{2,t}} - 1 \right) + \beta_3 \left(\frac{M_{3,t+n}}{M_{3,t}} - 1 \right) + \beta_n \left(\frac{M_{n,t+n}}{M_{n,t}} - 1 \right) \right] \times 100$$

F ; 契約額に基づく当該支払い額

ri ; 累積修正率

gi ; 毎回の修正率 (i は修正回数)

- X_t ; ・第1回目の修正に用いる X_t は、契約発効の月の前月に於けるザイール共和国政府の発表する労務賃金とする X_{t+n} は、契約発効時を基準とした1年後の上記の賃金とする。
- ・第2回目以降の修正に用いる X_t は、前回価格修正を行った時に用いた X_{t+n} である。当該回に用いる X_{t+n} は、当該月の前月に於ける上記の賃金とする。
- ・ザイール共和国政府の発表する労務賃金は、バ・ザイール地方のザイール人労働者で子供2人を扶養する第1階級準熟練労働者の法定最低賃金とする。

この費用には、次のものを含む。——契約で同意された手当 (Prime) 及び他の利益 (Avantage) を除いて報酬及び法定の最低対応の休暇手当 (Allocation de Congè) 、家族手当の構成 (Conposion) のために決められた賦出金 (Cotisation) を除いて雇主にかかる法定の最低費用。

- M_t ; ・第1回目の修正に用いる M_t は、契約発効の月の前月から以前4ヶ月間のザイール共和国が発表するキンシャサに於けるザイール産出工事用資材の市場価格表による。 M_{t+n} は、契約発効時を基準とした1年後の上記の市場価格とする。
- ・第2回目以降の修正に用いる M_t は前回価格修正を行った時に用いた M_{t+n} である。当該回に用いる M_{t+n} は、当該月の前月より以前4ヶ月間の上記市場価格の平均とする。

各工事種類についての価格構成要素

表-2

工 事 別	α (%)	β_1 (%)	β_2 (%)	β_3 (%)	β_4 (%)	計
(a) コンクリート工事						
(b) 土 工 事			—	—	—	
(c) 鉄筋工, 桁架設工事, 塗装工事		—	—	—	—	
(d) 舗 装 工 事					—	

ここに適用する、Mについては、次による。

(a) の場合、Mはザイール共和国の発表する工事資材のうち、セメント、砂、砂利、ベニヤ板の価格とする。

(b) の場合、Mは機械に使用する燃料とする。

(d) の場合、Mは機械に使用する燃料と、砂、砂利とする。

5. 仮設工事及び改定計算式の適用

仮設工事については、数量金額表に示した各々分類した工事種類により、前記3、4項に示したコンクリート工事又は土工事等の支払い時の調整計算式を適用して算出することとする。

単価契約工事及び、仮設工事の価格変動のための計算式に用いる価格構成要素(表-1、表-2)は、数量金額表及び仮設工事の明細内訳書に示す。

6. 契約者は、前各項の規定による価格調整の計算をなし、所定の資料、証明書を添付して監督員の承諾を受けるものとする。

7. 各価格の算出根拠となる数量は、本特別入札示方書第II部第4条3項の規定に基づき、当局に

よって承認された詳細設計図より算出される数量及び、その後の工事変更により決定された数量とする。

8. 表-1、表-2に示す α 、 β については、入札者は入札見積時にその構成比率を、その算定資料に添えて提出するものとする。

α と β の和は100%になるものとする。

9. 特別な事情により賃金、物価に著しく異常な変動があった場合は、当局と契約者は協議を行う。

第14条 (特許、ライセンス等)

本契約の履行に必要な特許及びライセンスの権利料使用料はすべて契約額に含まれるものとする。

第15条 (支 払 い)

法令No69/279 annexe 第15条a)項は次の通り置き換える。

1. 本契約の対象業務に対する支払は、ザイール共和国とO E C Fの間で締結された Loan - Agreement 及びその改訂書の条項に基づき円貨及びザイール貨によりなされるものとする。

2. 円貨による支払

この契約に於ける円貨の支払額は契約額とPhysical Contingency及びPrice Contingencyによる予備費の合計額を限度とする。

この支払は、L/Cにより下記の条項及び本特別入札示方書に定める他の条項によってなされるものとする。

(1) 前渡金

(i) 支 払 額……・円貨契約額の20%

(ii) 支払時期……・L/C開設後20日以内

(iii) 必要書類……・契約者の請求書

・当局が特別入札示方書第5条に規定してある履行保証書を契約者より受領した旨を確認する通知書(本通知書は当局からL/C発行銀行を通じL/Cの支払銀行に通知されるものとする。)

(2) 工事に対する支払

(A) C I F 価格によって示される材料に対する支払は、次による。

C I F 価格によって示される材料は、橋梁及び取付道路の工事のために日本国から輸入される鉄骨、ケーブル、鉄筋、コルゲートパイプ、電力設備等で詳細は数量金額表に示す。

(i) 支払金額……各部材のCIF価格(第13条及び第42条が適用される場合はその変更及び調整した額)から次のものを差引いた額

・保留金として当該支払額の5%

・前渡金の返還金として当該支払額の20%、但しこの控除は、支払い毎に於ける前渡金の返還金額の総額が支払われた前渡金の額に達するまでとする。

(ii) 支払時期……・船積時

(iii) 必要書類……・クリーンB/L

- 請求書
- パッキングリスト
- 保険証券及び証明書
- 重量容積明細書
- 当局より証明された価格変動の計算書
- その他契約書により要求される書類

(B) CIF価格によって示される材料以外の数量金額表に示す業務に対する支払は次による。

(I) 支払金額……当該出来高金額（第13条及び第42条が適用される場合はその変更及び調整した額）から次のものを差引いた額

- 保留金として当該出来高金額の5%
- 前渡金の返還として当該出来高金額の20%、但しこの控除は各支払い毎に於ける前渡金の返還金額が支払われた前渡金の金額に達するまでとする。

(II) 支払時期……工事着工の日を基準として2ヶ月おきに技術仕様書の規定により支払う。

(iii) 必要書類……・契約者の請求書

- 契約者の月間現状報告書
- 当局による出来高証明書及び受領認可調書
- その他契約書により要求される書類

(3) 円貨保留金の返還

(I) 返還の時期……・仮受領検査の終了後50%

- 最終受領検査の終了後50%
- 請求書の受領の日から90日（暦日）以内。
但し、銀行保証を設定した場合は仮受領時に全額返還される。

(ii) 必要書類……・契約者の請求書

- 当局の発行する受領認可調書
- 仮受領時に全額返還をなす場合は当局が銀行保証書を契約者より受領した旨を確認する通知書（本通知書は当局からL/Cの発行銀行を通じL/Cの支払銀行に通知される。）

3. ザイール貨による支払

この契約に於けるザイール貨の支払は契約額とPhysical Contingency及びPrice Contingencyによる予備費の合計額を限度とする。

この支払は下記の条項及び本特別入札示方書に定める他の条項によってなされるものとする。

(1) 前渡金

(i) 支払額……・ザイール貨契約額の20%

(ii) 支払時期……・契約発効後60日以内

(iii) 必要書類……・契約者の請求書

(2) 工事に対する支払い

(Ⅰ) 支払額……当該出来高金額（第13条、及び第42条が適用される場合はその変更及び調整した額）から次のものを差引いた額

- 保留金として当該出来高金額の5%
- 前項1項に示す前渡金の返還として当該出来高金額の20%、但しこの控除は、各支払い毎に於ける前渡金の返還金額の総額が支払われた前渡金の額に達するまでとする。

(Ⅱ) 支払時期……工事着工の日を基準として2ヶ月おきに技術仕様書の規定により支払う。

- 請求書を受領した日から60日（暦日）以内

(Ⅲ) 必要書類……契約者の請求書

- 契約者の月間現状報告書
- 当局の出来高証明書及び受領認可調書

(3) ザイール貨保留金の返還

(Ⅰ) 返還時期……仮受領検査の終了後50%

- 最終受領検査の終了後50%
 - 請求書受領の日から90日以内。
- 但し、銀行保証を設定した場合は仮受領時に全額

(Ⅱ) 必要書類……契約者の請求書

- 当局の発行する受領認可調書
- 仮受領時に全額返還をなす場合は、銀行の保証書。

4. 予備費

本特別入札示方書第13条の物価変動による契約額の変動に対しては、Price Contingency による予備費を充当し、本特別入札示方書第42条による工事の変更に対しては、Physical Contingency による予備費を充当するものとする。

これらの増額により契約書に定めた予備費の額を超える場合は当局と契約者が協議するものとする。

5. 支払いの方法

(1) 本条2項に規定されている、円貨ポーションの支払の為に当局は本契約書の発効の日から40日以内に信用状(L/C)を開設するものとする。信用状には上記に述べられている支払いの条件が記載されているものとし更にその内容と形式は Loan Agreement にて要求されている条項に合致しているものとする。

この信用状は本契約書に基づいて支払われるべき日本円通貨がすべて払込まれるまでの期間にわたり効力があり有効でなければならない。

この信用状は東京銀行を通じて_____銀行により開設されるものとする。

L/C開設に当り記載される金額は、契約額と予備費の合計額とする。

(2) 本条3項に規定されているザイール貨ポーションの支払いは、契約者が書面にて当局に通知した銀行口座にザイール貨にて振り込まれるものとする。その支払い額は上記の項目に規定された条件に従うものとする。

第17条（不可抗力）

法令№69／279 annexe 第17条は次の通り置き換える。

1. 契約者は、火災、風水害、ストライキ等……の不可抗力により、工事或いは、当局又は第三者の財産に対する破壊又は、毀損、或は人に対する殺傷害について補償その他の方法による一切の責任を負わないものとする。但し契約者の懈怠によるものを除く。

当局は、上記の危険及びそれより生じ或いは、それに関する一切のクレーム、訴訟手続き、損害賠償費、諸掛り、及び経費について、契約者の責を免らしめ、これに補償するものとする。

上記の場合、契約者は、当該事実の発生の翌日より5日以内に書面をもって当局に通告するものとする。

2. 工事或いは、現場付近の資材又は現場向け輸送中の資材或いは工事の目的のため使用されたか、使用を意図された契約者の財産が不可抗力により破壊又は、損害を被ったときは、契約者は、次に掲げる事項について支払いを受ける権利を有するものとする。

(1) そのようにして破壊又は損害をうけ、かつまた当局の要求をうけるか、又は工事の完成に必要なものである限り、費用に当局が妥当とみとめる利益を加算する方式に基づいて支払う。

(2) 工事に対する、かかる破壊又は損害の取替え、修復

(3) かかる材料或いは、工事の目的のために、使用したか、又は、使用を意図した契約者の財産の取替、修復

3. 当局は、不可抗力に帰因し又は、その結果として、工事の施工に付随した費用に何んらかの増加が見られた場合は、その費用増加分を契約者に支払うものとする。

但し、不可抗力の発生に先立って契約者の懈怠により不合格となった作業内容の改良、作業費用に帰すべきものを除く。

契約者はかかる費用の増加のあることを知ったときは、直ちに書面を以ってその旨を当局に通知すること。

4. 上記事態の発生により中断された工事を再開する場合、中断された工期及び再開に要する準備期間、及び／又は、工事の修復がある場合は修復に要する期間を延長するものとする。
5. 同条の適用により契約が解除された場合には当局は、契約者の申請に基づき契約解除の翌日より30日以内に保留金を返還するものとする。

第18条（請求の期限）

法令№69／279 Annexe 第18条第3節は次の通り置き換える。

本特別入札示方書第23条に基づき国際商業会議所に紛争解決のため提訴された場合には、期限は提訴の日から裁決の日までの日数を延長される。

第20条（不履行及び罰則）

罰金は契約者が不履行を確認した後契約者が設定した履行保証金からのみ控除される。

第23条（紛争解決）

法令№69／279 Annexe第23条は次の通り置き換える。

1. 本契約又は本契約に関するすべての訴訟は、最終的には la chambre de commerce International（国際商業会議所）の調停と仲裁の規則によって、処理されるものとする。
2. この調停と仲裁は本規則によって指名を受けた1人もしくは数名の仲裁人により処理されるものとする。
3. 仲裁が工事期間中に行われているということを理由に当局及び契約者は本契約に基づく義務を免れない。

第27条（資機材）

法令№69／279 Annexe第27条は次の通り置き換える。

1. （資機材の輸入、再輸出）

ザイール共和国と日本国との間で締結された交換公文（E/N）に従って、契約者は海上輸送業社及び海上保険会社を自由競争を通じて選択することができる。

2. 一切の資材及び工事内容はそれぞれ契約に記載された種類のものであり、かつ、当局の指示に従ったものであることを要し、製作場所、組立場所、現場、又は技術仕様書に規定されているような場所又はかかる場所のすべてに亘ってか又は、その一部に於て当局がその都度指図する試験を受けるものとする。

契約者は作業の検査、測定、試験、並びに使用材料の品質、重量、数量の検査、測定及び試験に通常必要とされる補助、道具、機械、労務及び材料を提供するものとし、かつ材料を工事に使用前に当局が選択し要求する試験のためにその材料の見本を提出するものとする。

3. （見本の費用）

見本の提出は技術仕様書の規定に従って契約者が自己の費用を以って行うものとする。

4. （試験費用）

技術仕様書に規定されている試験は、契約者の費用で行われるものとする。

5. （規定外の試験費用）

当局の命ずる試験が技術仕様書に規定されていない場合、試験費用はもし、その試験によって作業内容又は資材が契約の規定又は当局の指示に反することが判明したときは、契約者がこれを負担するものとし、その他の場合は当局が負担する。

6. （報告書の提出）

契約者は、試験結果の報告書を自己の費用で作成し、当局に提出しなければならない。

第28条（工事の施工）

1. 法令№69／279 Annexe第28条a) 項第1節を次の通り置き換える。

契約者は契約者に対する前渡金が支払われてから当局の命令により20日以内に工事に着手するものとする。

2. 工事期間は、施工命令により工事を着手した日より起算して__月とする。

第30条（一般措置）

1. 契約者は、次の各項を遵守しなければならない。

① 工事の施工に伴い ____ 航路、 ____ 鉄道、 ____ 道路、 ____ 航空路に支障をきたさないこと。

もしこれらを支障することが已むを得ない場合は、契約者は自己の費用で必要な安全措置を講ずること。

契約者は、この場合に必要ならば関係諸機関と協議すること。

2. 契約者は、資材の陸揚げ及び輸送にあたっては、荷揚設備、道路、橋梁の補強を自己の費用で行わなければならない。

また、この際、一般交通への配慮を契約者は行わなければならない。

3. 契約者は、火薬の使用にあたって、関係箇所の許可を受けて安全に対する配慮を行わなければならない。

4. 本工事は、以下に定める場合を除き、当局の書面による許可なくしては、日曜日（その地方で日曜日が休日として認められている場合）或いは、その他地方的慣習として認められている休日には、行わないものとする。但し人命、財産の救済のために、或いは工事の安全のためにその作業が避くべからざる場合、又は絶対に必要な場合を除き、かかる場合は、契約者はその旨を当局に勧告するものとする。

但し、いかなる時にも、通常輪番制又は二交代制で行うことを例とする作業には本条の規定を適用しない。

第32条（土地の占拠）

当局は、本契約の施工に必要な土地をその実施に必要とする時期及び期間に（範囲は技術仕様書に示す。）当局で確保し契約者に無償で提供するものとする。

第35条（従業員）

契約者は、雇用する責任者について事前にその役割、経歴、学歴等すべての履歴を含んだ名簿を当局に提出し、承諾を得ること。

また責任者の変更の場合も同様とする。

第36条（工事検定簿）

契約者は、当局の指定した様式で工事検定簿を作成し当局に提出する。工事検定簿の写1部は契約者が保持する。契約者は、当局が工事検定簿の内容について証明を求めたときには、証拠を提出しなければならない。

工事検定簿には、本技術仕様書に規定される現場検査について、当局が予め承認した担当技師の署名入りの検査確認書を添付するものとする。

当局は、検査確認書に疑義を生じた時、或いは、自ら必要と認めた時は、本特別入札示方書第Ⅱ部第27条の規定に従って立合又は抜取検査を行う。

第38条（保 険）

1. 法令No69/279 Annexe第38条第1節を次の通り置き換える。

契約者は本契約の発効後90日以内に国家社会保険協会に加入しており工事によって第三者に事故が発生した場合、その民事責任を保障する保険契約を結んでいる旨を証明する書類を当局に提出しなければならない。

2. 本契約の対象である、本橋梁工事及びその取付道路は、契約者の費用により保険の対象となる。この保険証書は、大蔵省承認の検査機関の技術的検査を受けることにより、民法第439条の10年間民事責任及び材質の不良による民法同条の当局又は、第三者への民事的責任の対象となる。

第42条（工事の変更）

法令No69/279 Annexe第42条は次の通り置き換える。

1. 本契約は本契約に含まれる調査及び詳細設計に基づき設計工事数量が確定され契約数量及び契約価額が変更される。

2. 図面承認後の工事の変更は次の規定により行われる。

(1) 当局が必要と判断するときは工事又はその一部の形状、品質、又は数量を変更するものとし、またその目的のために或いはその他の理由から得策と考えるときは契約者に対し次の各号のいずれかを実施するように命令する権利を有するものとし契約者はこれを実施するものとする。

—— 契約に定める作業量の増減

—— 契約に定める作業の省略

—— 契約に定める作業の性状、品質又は種類の変更

—— 工事の一部の高低、線、位置及び寸法の変更

—— 工事の完成に必要な一切の種類追加作業の実施

かかる変更によって契約の効力がさまたげられ、或いは無効となることはないものとするが、かかる一切の変更の価額（もしあれば）は、契約価格の額を確定するに当たって考慮されるものとする。

- (2) 当局の書面による命令なくして契約者はかかる変更を行ってはならない。

- (3) 当局の命令に従って行われる特別の作業、追加作業もしくは省略された作業は当局が契約に定められた単価又は価格を適用し得るものと認めるときは、それによって査定するものとする。契約に特別の作業又は追加作業に適用得る単価又は価格がないときは当局と契約者の意見が一致する適当な単価又は価格によるものとする。意見が一致しないときは、当局が妥当、かつ適正と認める単価、又は価格を定めるものとする。

- (4) 但し工事の全部又は一部の性質又は量と省略工事又は追加工事の性質又は量とを比較した場合、工事の各項目につき契約に記載された単価又は価格のうち、かかる省略又は追加により不相当又は適用し難いものになると当局が認めるものができたときは当局と契約者間で適当な単

価又は価格を協議するものとする。意見が一致しない場合は、当局が妥当、かつ適正と認める単価又は価格を定めるものとする。

(5) 工事の変更に伴い工期の変更が必要な場合には、当局及び契約者両者協議の上、工期を設定する。

第43条（受領）

1. 保証期間は、工事全体の仮受領が終わってから1年間とする。
2. 工事全体が実質上完成し、かつ契約に定められた一切の最終試験に十分合格した場合、契約者は保証期間中に一切の未了作業を終了する約束を添えて当局にその旨の通知を与える。

このような通告と約束は文書でなすものとし、かつ工事に関する仮受領認可の請求書の提出は当局に対する契約者による要求と見なす。当局はこのような通知書を受取った日から20日以内に工事が契約に従って実質上完成した日を記載する仮受領認可調書を契約者に発行するか、或いは契約者によりなされるべき作業を指定する指示を文書で与えるかのいずれかを行わなければならない。

当局はこのような指示の後でその指示の中に示した作業の完成前に生じる実質上の完成に影響する工事の何らかの欠陥をも契約者に通知する。契約者はそのように指定された作業が当局の満足する完成と、そのように通知された一切の欠陥の補修が20日以内に完成する場合、仮受領認可調書を受領する権利を有する。

3. 仮受領検査が終了し仮受領の調書が発行された日以降、当該構造物の所有権は当局に帰属し管理するものとする。契約者は仮受領が行われた時点で本構造物の維持管理に必要な技術仕様書に示すMaintenance Manual を提出するものとする。
4. 仮受領認可後正常ならざる使用に起因する建造物の損傷は契約者の責に帰さない。

この正常な使用とは、上記の Maintenance Manual に基づくものである。

第44条（明細計算書）

法令No69/279 第44条 b)項を次の通り置き換える。

契約者によって提出される明細計算書は、可能な限り、その明細計算書が関係する現況報告書に添付される。もし、そうでないならば、明細計算書が関係する月の翌月に施工された工事のために作成される現況報告書に添付される。明細計算書は、当局がその明細計算書を承認する場合に限り、請求書が明細計算書を伴う現況報告書と対応すると同時に精算される。

当局に有利な明細計算書の総額は契約者の請求から差引かねばならない。



特別入札示方書 第三部

(Contract System for Charges 14)

マタダイ橋梁建設工事

特別入札示方書

本示方書は、マタダイ橋梁建設工事の特別入札に適用する。

本示方書は、本示方書の条件を遵守する。

第三部

第三節 契約の変更

1. 本契約の設計図書は、設計者によるものである。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。

第四節 工事の進行・検査等

1. 本契約の工事の進行は、設計者によるものである。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。

第五節 検査・検査

1. 本契約の工事の検査は、設計者によるものである。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。

2. 本契約の工事の検査は、設計者によるものである。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。

第六節 入札の条件

1. 本契約の工事の入札は、設計者によるものである。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。設計者による設計図書の修正は、設計者の責任でなければならない。

東京大学数理学部

理学部数理学科

1971年

特別入札示方書 第Ⅲ部

(Cahier Special des Charges III)

第1条 基準となる法律

本契約書の解釈にあたって基準となる法律はザイール法律によるものとする。

第2条 契約の発効

本工事は 年 月 日ザイール共和国政府と日本国政府との間に締結された交換公文及び 年 月 日ザイール共和国政府と日本国海外経済協力基金（O E C F）との間に締結された借款協定及びザイール共和国政府とO E C Fとの間に 年 月 日に締結された上記借款協定の改定書により資金を受けて実施されるものであり本契約はO E C Fが承認した日をもって発効の日とする。この発効日を当局は契約者へすみやかに通知するものとする。

第3条 契約の変更

この契約の変更又は改正を必要とするときは当局、契約者合意の上、当局及び契約者の代表権を有する者の署名する文書により行うものとする。但し契約総額の変更、契約期間の延長、契約の解除又はこれに準ずる重大な変更もしくは改正の合意はO E C Fの承認を得た後に発効するものとする。

第4条 O E B K鉄道・橋梁局長の権限

この工事の円滑な推進を図るためにO E B K鉄道・橋梁局長は、次の事項についてO E B K総裁の代決権を有する。

- 契約者が作成する全体工事計画、仮設備工事計画、橋梁（上部・下部）計画、及び取付道路工事計画の審査・承認
 - 契約者が実施する現地測量、ボーリング、風観測の現地調査の審査・承認
 - 詳細設計の審査・承認
 - 橋梁製作及び橋梁下部工事、上部工架設、取付道路工事の監督
 - 中間及び最終の技術的審査とO E C Fに対する出来高証明の作成
 - 工事数量、工事単価、請負金額の変更の審査・承認
 - 工事実施に必要な当局からの便宜供与の提供
 - その他本契約の進行に関する当局の業務
- 同局長に承認された者は局長の業務を代行し得る。

第5条 入札に際しての予備費

入札見積書提出に際しての予備費の計上は次による。

1. 予備費はPhysical ContingencyとPrice Contingencyとで構成され、それぞれ円ポーン

ョン、ザイールポジションに分けて記載する。

2. Physical Contingency による予備費は、円ポジション、ザイールポジション見積額合計の10%を超えないものとする。
3. Price Contingency による予備費は、円ポジション、ザイールポジション見積額の合計の年率6%を超えないものとする。

第6条 不利な自然条件と人為的障害

工事施工中に契約者の意見で経験ある契約者をもってしても予見し得ない何らかの不利な自然条件（現場に於ける気候条件以外の）又は人為的障害に遭遇した時は契約者はただちに当局に書面を送ってその旨を通知するものとし、かかる状態が経験ある契約者をもってしても予見し得ないものであったと当局が判断する時は当局は、これを証明し当局はかかる自然条件又は障害の結果として契約者が支出するに至った追加費用並びに、次の各号に該当する適正かつ妥当な費用を支払うものとする。

すなわち、かかる状態に遭遇した結果

- (1) それに関連して当局が契約者に対して発した指示に従う費用
- (2) 当局からの特定の指示のない場合に契約者が当局の承認を得て講じた適切妥当な処置の費用

第7条 免 税

本契約の目的を実施するために工事に従事する日本国企業の契約者及び契約者の従事職員は、現在課せられており、また将来課せられるであろうすべての関税、関連課徴金、税金、租税から免除されるものとする。すなわち免除させる諸税、関税は次を含むものであり、さらにこれに限るものではない。

—直接税（les impôts directs）

地租税、自動車税、面積税、家賃収入税、動産税、職業税、外国人の収入に対する特別税

—間接税（les impôts indirects）

関税（輸入税、輸出税）、総売上高税（輸入税、国内税、輸出税）、消費税、臨時税、選択税、都市税、登録税、印紙税

本工事に従事する日本企業の職員がザイール国に輸入し再輸出する次の個人所有物はすべての関税、関連課徴金及び諸税から免除される。但し、これに限るものではない。

またこのようにして輸入された所有物は当局の許可なしにザイール国内にて転売することはできない。

—家具、自動車（1家族当たり1台）

—家庭電化製品

—医薬品

第8条 その後の法令

工事の施工に於て、契約者に追加費用を生じさせる一切の国家制定法、法令、制令又はその他

の法律或いは一切の地方当局又はその他の法的に構成された機関の規則又は条令の変更或いは一切のかかる国家制定法、法令、制令、法律、規則又は条令が創設された時は、かかる追加費用は当局により支払われる。

第9条 提供物件

契約者は本工事の施工以外に当局に対し管理用建物、監督用自動車、ボート、事務用機器等を提供するものとし詳細は数量金額表で示す。

第10条 便宜供与

当局は契約者に対し次の便宜供与をする。

- (1) 契約者及び契約者の従事職員に対する業務に従事する証明書に関すること。
- (2) 関係施設への立入り及び樹木伐採の許可証の発行
- (3) 写真撮影、通信機器及び測量器具等の使用許可証の発行
- (4) 契約者及び契約者の従事職員が必要のつどザイール共和国に自由に出入国できる査証及び滞在査証の発行の促進
- (5) 労働許可証の発行の促進
- (6) 火薬の使用許可証の発行
- (7) 交通手段の確保に関すること。
- (8) 土地の使用許可
- (9) 電話、テレックス、無線等の公共サービスの優先利用に関すること。
- (10) 資機材の輸出入許可取得並びに通関業務の促進
- (11) 免税手続きに関する事務の促進
- (12) パースの優先使用

第11条 契約者の解除権

1. 契約者は下記の事項が生じた時当局に対し20日間前に書面による通知をなした後、本契約を解除する権利を有する。
 - (1) 当局の証明書により支払うべき金額を契約の条項に定められる支払い期限に達した後40日以内に契約者に支払わないとき。
 - (2) かかる証明書の発行に対して必要とされる承認を正当な理由なく拒絶したとき。
 - (3) 経済の重大な変動に基づく又は、その他予測されない理由のため当局が契約上の義務を果すことが不可能である旨、契約者に正式に通知したとき。
2. 本条(1)に掲げた20日間の通知の満了時契約者はできる限りすみやかに自己の搬入した建設設備を現場から撤去するものとする。
3. かような契約の終了があったときは当局は契約者に対する支払いについて契約が規定により終了したときと同一の義務を負うものとし、No.69/279 Annexe 22条に定める支払いに加えて当局はかかる終了から生ずる損失、損害の額を契約者に支払うものとする。

第12条 設計審査委員会

契約者は、本契約に定める橋梁に関する詳細設計及び施工法に関し技術的審査を受けるため当局の指示及び承認に基づき設計審査委員会を設置し運営しなければならない。

当局は上記の事項について設計審査委員会の意見に基づき承認を与えるものとする。

設計審査委員会のメンバーは、契約者に対する第三者であり、土木学会等のメンバーで、長大橋梁の設計、施工についての学識経験者数名より構成されるものとする。

入札見積書

ザイール共和国マタディ橋梁及びその取付道路の建設工事を目的として、

A社 (名称、国籍、住所) _____

代表者氏名 _____

B社 (名称、国籍、住所) _____

代表者氏名 _____

C社 (名称、国籍、住所) _____

代表者氏名 _____

は連帯責任を以って企業連合体を構成するものであり、本契約書の条項に従って本工事を、

(1) 契約額 日本円貨 _____ 円、ザイール貨 _____ Z

計 _____ Z

(2) 予備費のうち Physical Contingency として、

日本円貨 _____ 円、ザイール貨 _____ Z

計 _____ Z

Price Contingency として、

日本円貨 _____ 円、ザイール貨 _____ Z

計 _____ Z

(3) 契約総額 ((1)、(2)の合計)

日本円貨 _____ 円、ザイール貨 _____ Z

計 _____ Z

によって実施することを見積るものである。

日本円は、 年 月 日の東京並びにキンシャサに於ける交換比率((TTS)円= __ FF= _____ Z) により表示する。

日本円による見積り額は、日本を原産地とする Goods及び Sevicesを提供するために必要な額であり、ザイール貨を以って置き換えないものとする。

予備費の Pysical Contingency 及び Price Contingency の算出根拠は別紙添付書No. __ No. によった。

本入札見積書には、見積者によって署名された数量金額表が添付される。

本入札見積書の有効期間は、入札見積書の提出の日から __ 日間である。

_____にて 年 月 日

_____企業連合体代表

署名者 _____

数量金額表

金 也

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価		金 額		合 計 円	エスカレーションの適用式		記 事
					内貨Z	外貨円	内貨Z	外貨円		内 貨	外 貨	

本書は _____ 工事に関する No. _____ の入札書に添付するものである。
 _____ にて _____ 年 月 日
 _____ 企業連合体代表
 _____ 署 名 者 _____

国籍申告書

下記に証明する私は_____（姓名）は、日本国の国籍であることを申告いたします。

契約履行に参画する管理職（Cadre）及び職長（Maitrise）は、日本国の国籍です。

下請人は※

_____国籍の_____です。

本書は_____工事に関する入札書No. _____に添付するものである。

_____にて 年 月 日

_____企業連合体代表

署名者_____

注) ※は本工事に下請を使用しない場合は「本工事施工のために下請は使用しません」と置き換えられる。

ザイール人及び日本人職員・労働者予定一覧表

下記のザイール人及び日本人労働者は、工事施行に当てられるものとする。

ザ イ ー ル 人			日 本 人	
人 数			人 数	資 格
spécialisé	non spécialisé	資 格		

私は工事中、上記労働者が効果的に工事に当てられるべく与えられた指示を遵守することを誓約します。

施工中、かくの如く予定された労働者が、不十分であることが証明されたなら、私は特別入札方書によって予定された期間内にまた、課せられた条件に於て、工事を良好な結果に導くように、これを増強することを誓約します。

本書は _____ 工事に関する № _____ の入札書に添付するものである。

_____ にて 年 月 日

_____ 企業連合体代表

署 名 者 _____

工事に必要な資材・機材の原産地申告書

下記に署名する _____ (姓名)は、本工事に使用予定の資材・機材の原産地を次の通り申告
します。

a) ザイール国産

b) 日本国産

本書は _____ 工事に関するNo. _____ の入札書に添付するものである。

_____ にて 年 月 日

_____ 企業連合体代表

署 名 者 _____

輸入される資材・機材の価格一覧表

名 称	数 量	FOB総価	FOB総価	海上輸送費その他	保 険 料	総 額

本社は _____ 工事に関する No. _____ の入札書に添付するものとする。
 _____ にて _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 企業連合体代表

署名者 _____

原地産材料の単価一覧表

名 称	単 位	単 価
(例) 砂	m ³	Z

以上の価格は 年 月のキンジャサに於ける単価とする。

本書は _____ 工事に関するNo. _____ の入札書に添付するものである。

_____ にて 年 月 日

_____ 企業連合体代表

署 名 者 _____

工事施行に使用予定の機器の一覧表

入札見積書提出時点に於ける会社保有のすべての機器の産地

名 称	マ ー ク	馬 力	現 場 価 値 valeur rendu chantier	番 号	産 国	市 場 価 値

本書は _____ 工事に関するNo. _____ の入札書に添付するものとする。

_____ にて 年 月 日

_____ 企業連合体代表

署 名 者 _____

現場確認書

下記に署名する（姓名）は、_____工事が実施される現場の状況を承知していることを確認しその旨を申告いたします。

本書は _____工事に関するNo _____の入札書に添付するものである。

_____にて 年 月 日

_____ 企業連合体代表

署名者 _____

工事概略工程表

工 種		1 年 目	2 年 目	n 年 目

本書は _____ 工事に関するNo. _____ の入札書に添付するものである。

_____ にて 年 月 日

_____ 企業連合体代表

署 名 者 _____

入札者が落札した際に金融機関が契約の完全な履行に関する保証状を設定する旨の誓約書

_____に、本社を有する _____を代表とする
_____銀行は、 _____工事に掛わる
入札見積書を提出する _____を代表とする
_____企業連合体が落札した際には、上記企業連合体に対し、本特別
入札示方書第5条の規定に基づき、契約発効後45日以内に契約の完全な履行に関
する保証状を設定することを誓約します。

_____にて ____年__月__日

_____銀行

署名者 _____

国家社会保険協会に入会する旨の念書

下記に署名する（姓 名）は、この指名競争入札に落札した場合には、工事着手迄に国家社会保険協会に入会することを誓約いたします。

本書は _____ 工事に関するNo. _____ の入札書に添付するものである。

_____ にて 年 月 日

_____ 企業連合体代表

署 名 者 _____

共同遂行合意書

基準年月日 ____年__月__日

下記の会社は、ザイール共和国政府により入札に付される _____ 工事について企業連合体を構成し入札いたします。

落札の場合、本契約の各条項に従って責任をもって履行し、本工事を円滑に完遂するものであります。

1. 構成会社

A 社 _____

B 社 _____

C 社 _____

..... _____

2. 幹事会社

3. 各会社の業務分担

A 社 _____

B 社 _____

C 社 _____

..... _____

本書は _____ 工事に関するNo. _____ の入札書に添付するものとする。

_____ にて 年 月 日

_____ 企業連合体代表

署名者 _____

注) 本書は、example である。

入札通知書

1. 工事件名と内容

件名は「ザイール河マタディ橋梁及び取付道路の新設工事とこれに必要な詳細現地調査及び詳細設計」とし、内容は次の通りである。

1-1 上部構造は、中央支間長約 520 m の 3 径間連続 2 ヒンジ鉄道・道路併用吊橋であり、下部構造のうち橋台は重力式アンカー、橋脚は直接基礎工法により建設されるものとする。

道路巾は、有効巾員 12 m とし、とりあえずは 2 車線 2 歩道とし、4 車線に拡幅可能な構造とする。

鉄道は単線、軌間 1067 mm とし、将来の列車走行に支障のないような構造とすること。

1-2 左右兩岸について、新しく建設される橋梁から在来道路に連絡する。取付道路は、路盤巾 8.6 m、舗装巾 6.6 m、全延長は約 7.4 km（左岸約 2.1 km、右岸約 5.3 km）である。

なお、鉄道の取付部の工事については、将来、鉄道工事が実施される時に手戻りを生じないようにし、その範囲は、設計図に示す通りである。

1-3 本工事の実施に必要な地形測量、地質調査、風観測、橋梁上・下部構造、及び兩岸の取付道路の詳細設計、工事の工程管理と施行管理を行うものとする。

2. 施 主

ザイール共和国運輸通信省バナナ・キンシャサ施設機関（OEBK）であり、工事の施行管理は OEBK 鉄道橋梁局長が担当するものとする。

3. 入札及び開札について

3-1 本工事は L/A に基づき日本国企業による指名競争入札とし、入札見積書及びこれに添付される資料は、次により提出されるものとする。

期限：__年__月__日__時まで

宛先：ザイール共和国運輸通信省バナナ・キンシャサ施設機関（OEBK）鉄道橋梁局長

3-2 入札見積書の開封は次により行われる。

日時：__年__月__日__時

場所：ザイール共和国運輸通信省_____

4. 本工事の工期

本工事の完成は、工事着手の月から__ヶ月以内とする。

施主に対する構造物の最終的な引き渡しは、工事着手の月から__ヶ月以内とする。

5. 本工事のFinance

本工事は、___年__月__日ザイル共和国政府と日本政府との間に締結された交換公文及び、___年__月__日ザイル共和国政府と日本国海外経済協力基金（O E C F）との間に締結された借款協定及び、ザイル共和国政府とO E C F との間に締結された上記借款協定の改訂書により資金を受けて実施させるものである。

目的 ザイール河に架かるマタディ橋梁の発注

我々は本落札通知書、入札書類No. _____ 及び(年 月 日)付の貴殿の書信によって修正された貴殿の(年 月 日)付の申出に従いザイール河に架かるマタディ橋梁工事を貴殿に発注する。

1. 契約金額

本契約の契約総額は、円貨(数字)円((文字) 円)、ザイール貨(数字)ザイール((文字) ザイール)であり、__年__月__日の東京並びにキンシャサに於ける交換比率((TTS) 円= FF = _____ Z)によれば総額(数字)ザイール((文字) ザイール)である。

契約総額の内訳は次の通りである。

契約額

円ポーション(数字)円((文字) 円)

ザイールポーション(数字)ザイール((文字) ザイール)

合計(ザイール貨換算) (数字)ザイール((文字) ザイール)

((数字) 円= (数字) ザイール)

予備費

Physical Contingency 円ポーション(数字)円((文字) 円)

ザイールポーション(数字)ザイール((文字) ザイール)

Price Contingency 円ポーション(数字)円((文字) 円)

ザイールポーション(数字)ザイール((文字) ザイール)

合計 円ポーション(数字)円((文字) 円)

ザイールポーション(数字)ザイール((文字) ザイール)

計 _____ (数字) ザイール (文字) ザイール

2. 前渡金

前渡金は次の条件で支払われる。

1) 円貨による前渡金

前渡金額は円貨契約額の20% (数字)円とし、L/C開設後20日以内に支払われる。

2) ザイール貨による前渡金

前渡金額はザイール貨契約額の20% (数字)ザイールとし、本契約発効後60日以内に支払われる。

3. 監督官

本契約の実施に関わる監督官はバナナ・キンシャサ施設機関マタディ事務所長とする。

4. 履行保証金

本契約の実施に関する履行保証金は円ポーション及びザイールポーションの契約額の5%とする。この履行保証金はL/C開設後15日以内に設定され、仮受領終了時に50%、最終受領終了時に50%が返還される。

5. 工 期

本契約の実施のための工期は（数字）ヶ月（暦日）と決定される。なお、この工期は、工事着手の日より起算される。

6. 受 領

仮受領は請負人の請求により行われる。

最終受領は仮受領の1年後に行われる。

本落札通知書受領後20日以内に本書に同意することは貴殿の自由であります。もし同意されないと、本契約は無効となります。

バナナ・キンシャサ施設機関局長

運輸通信大臣

大 蔵 大 臣

請 負 者

